

## 使用済製品等のリユース促進事業研究会（第1回）

### 議事概要（案）

#### 1. 開催概要

##### (1) 日時・場所

日時：平成22年9月27日（月） 15:00～17:00

場所：大手町サンスカイルーム D

##### (2) 議事

1) 研究会の趣旨・概要について

2) 本年度事業の実施内容について

-1 使用済製品の流通フロー、リユース推進による環境保全効果等の調査

-2 市町村収集ごみからのリユースに関するモデル事業

-3 リユース業者の環境意識等向上のための基礎調査

3) 今後のスケジュール（予定）

##### (3) 出席委員

三橋規宏（座長）、小川浩一郎、小野田弘士、加藤正、川島正紹、佐々木五郎、須永浩一、竹内憲司、田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、服部美佐子、藤田惇（以上、敬称略）

※欠席委員なし

##### (4) 配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 平成22年度 リユース促進事業 概要

資料3 使用済み製品等のリユース促進事業 実施計画（案）

資料4 今後のスケジュール（案）

参考資料1 平成21年度 調査の概要

（電気電子機器等の流通・処理実態調査及びリユース促進事業）

※委員のみ配布資料

「平成21年度 電気電子機器等の流通・処理実態調査及びリユース促進事業」報告書

##### (5) その他

会議は公開で行われた。

## 2. 議事概要

(開会の挨拶、出席者紹介など)

### 【環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 森下室長】

- ・ 本年は、循環型社会形成推進基本法が成立してからちょうど 10 年を迎える。環境省では循環型社会の構築に向けて、例えば、平成 20 年には第二次循環基本計画の策定を通じて、百年後の世界にも伝えられるライフサイクルや、環境と経済の両立を実現するビジネススタイル、発生抑制を主眼とした 3R 推進・適正処理の確保といったようなことをテーマにこれまで施策を進めている。また、当リサイクル推進室のリユース推進に関する取組としては、家電リサイクル法の対象 4 品目についてリユースを推進するためのガイドラインを作成、ペットボトルのリユースに関するさまざまな社会実験・検討などを実施してきたところである。
- ・ 今回、個々の品目に対するリユースの取り組みに加え、横断的に各種使用済み製品のリユースに着目した調査事業を行うことになった。背景には、近年リユースビジネスが急成長を遂げつつあること、社会一般のリユースへの注目・期待度が増しつつあるということがある。昨年度に実施した調査と意見交換会では、現時点でリユースの市場規模は一般消費者に関係する部分に限っただけでも 1 兆円を超える市場規模だと試算がされている。今後リユースがより一般的に行われ、製品が長く使われることで、廃棄物の発生抑制・資源削減・CO<sub>2</sub>排出抑制などにつながると考えている。
- ・ 一方で、使用済みの製品の中には廃棄物となるものも含まれているので、リユース可能なものは確実にリユースし、できないものは適正にリサイクルまたは処分することが必要だと考えている。
- ・ 今回リユース業界の方々や、自治体の方々、また多岐にわたる分野の専門の方々にお集まりいただき、消費者・自治体・事業者等さまざまな主体が積極的に、適切なリユースという行動を選択するための条件・要件ということについて、ぜひ活発にご意見いただければと思っている。

### 【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

(資料 1 に基づき、委員、オブザーバー、事務局の紹介が行われた。)

(資料・議事録の公開について、本研究会の会議資料、議事録は、原則公開とするが、開催に際し、当事者または、第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合など、座長が認める場合は、その全部または一部を非公開とする点が確認された。)

(以降の議事進行を三橋座長に依頼)

### 【三橋座長】

- ・ いわゆるリサイクルではなく、リユースをこれからの中心的な課題のひとつとして取り上げようというのが本研究会の趣旨である。日本は成熟社会になってきており、新品を大量に作る時代が終わりつつある。ストックとして存在する様々な製品を、リユースを通じて

活用していくことが求められる時代を迎えている。

- ・ リサイクルについては様々な法律があるが、リユースとは何か、使用済み製品のリユースはどうすればよいかについては、1つの方向性が出せていない。そういう1つの方向性が出せれば研究会の意味があるのではないかと考えている。
- ・ 先日、中国の四川省成都に行き、一般ごみの処理状況がどうなっているか視察してきた。成都の人口は約1,060万人であり、1日に出る一般ごみ・廃棄物が7,000トンにもなる。どのように処理しているかという点、かつての日本同様に、谷間一帯を最終処分場にあて、大型トラック等でごみを運搬し、放り投げていたという状況であった。
- ・ 現地の方と話をすると3Rという考え方はまだなく、とにかく出てきたごみを集めて処理することを最優先に考えているようであった。ただし、1日7,000トンものごみが発生しており、いくら広大な土地でもやがては処分場が行き詰ってしまうということで、問題意識を持っているようであった。現在、ドイツの企業と連携し、集めた廃棄物を焼却してエネルギー回収する、いわゆる廃棄物発電を通して、ごみ最終処分量の削減を図る動きが出てきているとのことであり、中国全体で電力需要が増加していることもあり、中国政府は積極的に後押しを行っているとのことであった。
- ・ このように中国では、廃棄物発電という形でのごみ最終処分量の削減がようやく始まったばかりであり、リユースという概念はほとんどない。この研究会で良いアイデアが出れば、中国にも提案できるのではないかと考えている。
- ・ 日本は焼却炉や廃棄物発電の優れた技術を持っているが、日本企業の売込みは一切なかったとのことである。日本の企業は、中国進出において、ビジネスの様々な制約や、法律がすぐに変わること、技術提供が終わると追い出されてしまうなど、苦い思いを持っているところも少なくないとは思いますが、積極的に展開をしていくべきであると考えている。中国は人口13億人を擁し、成都だけでも1日7,000トンのごみが発生するという点で、経済活動をする上で静脈部門の産業をしっかりと整えないと、動脈部門の経済発展すらおぼつかない状況になってきている。
- ・ 環境省がリユースをテーマとした研究会を公開の場で持つのは初めての試みであり、各委員から活発な意見を出して頂き、リユース促進のための提案ができればよいと考えている。

#### (1) 研究会の趣旨・概要について

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

（資料2に基づき、研究会の趣旨・概要について説明が行われた。）

【三橋座長】

- ・ 平成22年度のリユース促進事業の概要について説明していただいた。まずは実態を把握するため、各種調査を実施する必要があると、大きなウェイトを占めている。
- ・ ただいまの説明について、質問、言葉の定義、感想などご自由にご意見をいただきたい。本日は第1回の研究会であり、幅広い意見をいただきたい。

【田崎委員】

- ・ 確認であるが、本研究会のリユースの定義は、家族や親族に渡した、直接リユースしたというのは含めず、あくまでビジネスベースに限るということでよいか。
- ・ また、リユースの意義について、環境保全効果は一連の検証をきちんと行うべきであるが、経済効果というのはどちらかというとリユース市場の供給側の話なので、需要側にとっての意義、すなわち消費者にとっての意義というのも念頭に置く必要がある。今年度実施する内容ではないかも知れないが、いずれやった方がいいのではと感じている。

【三橋座長】

- ・ 非常に的確なご指摘である。後ほど、事務局から回答いただく。

【長沢委員】

- ・ 今回対象とするのはビジネス前提でのリユースという理解でよいか。例えば、物々交換で、無償で譲渡されるようなものは含まれるのか。
- ・ 放置自転車は、この定義による「所有者が手放す」ということにはならないと思う。自治体はこれを修理して5,000円くらいで販売することも多いと思うが、それもリユースと呼ぶのか。

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ 長沢委員のご指摘に対して、物々交換については、例えばフリーマーケットなどは物々交換にかなり近い形で行われるものであると言えると考えている。これは手放した、もしくは人手に渡ったということで、リユースの1つではあるが、市場規模の中に入れて考えるのは難しいのではと考えている。
- ・ 今回、「消費者や事業者がリユース業者を安心して利用できるようにしていくためにはどうするのか」という点に着目したいと考えており、物々交換にあまり深く焦点を当てることは想定していない。
- ・ また、放置自転車等について、放置した段階でそれを手放したと判断が可能ではないかと考えており、リユースの1つの形態に含まれるだろうと考えている。市町村にとっては引き取ってしまったら処理をする責任が発生するため、いかに廃棄物にしないでまだ使えるようにするのが重要になる。市町村のリユースの中ではそれなりの位置を占めているのではないかと考えられ、意図的には外すことは想定していない。

【長沢委員】

- ・ 本研究会は法律等々の制定はとりあえず考えていないということであったが、将来的に考えているのだろうと思う。
- ・ リユースという言葉について、マスコミ等が報道する際「リサイクルショップ」という言葉をよく使用しているが、実態は「リユースショップ」である。「リサイクルショップ」

という表現を正し、「リユースショップ」であると指摘するといった啓蒙活動も重要であると考えている。言葉から、きちんと認識してもらうことも必要であろうと考えているがこの点についてはどのように考えているか。

**【事務局（環境省 坂口室長補佐）】**

- ・ 今回お越しいただいているリユース団体の方々も、おそらく同じ意見をもっているかと思う。マスコミ等の報道それぞれに対して「リサイクルショップではなくリユースショップである」といった指摘するかは別にして、環境省に取材にきた記者の方などに対しては、リユースショップである旨、申し上げるようにしている。
- ・ 環境省として逐一指摘するのがいいのか、事業者の方々がそういった発信を団結してやるのか、相互的にやればいいのか、この場でもご議論いただければとも考えている。

**【三橋座長】**

- ・ 実際にリユースを行っている方々はどのような考えをお持ちか。リユースショップであると思っておられるのか、なんとなくリサイクルショップでいいのかなと思っていられるのか。そのあたりの感想についてご意見をいただきたい。

**【小川委員】**

- ・ 私たちはリユースショップの団体であるが、単にショップだけでなく、パソコンのリユースを専門にやっている事業者も加盟しており、リユースとリサイクルは一連のものであると理解している。
- ・ パソコンを例にとると分かりやすいが、そのものを製品としてリユースできる以外に、部品としてリユースできるものも出てくる。また、最終的にその残さが金属などとしてリサイクルされる。これらの取組は一連のものと考えている。
- ・ リユースとリサイクルを切り離して考えるのは難しいと思っている。ただし、ショップに関してはほとんどがリユースショップと考えてもいいと思う。

**【藤田委員】**

- ・ リユースという言葉が盛んに使われ始めたのはここ5～6年であろう。それまではリサイクルと言われていた。今ではリユース業、リユースショップとなっているが、ユーザー・お客様にとってはリユースショップという言葉の認知度は上がっていないと感じている。
- ・ また、リユースショップであっても、リサイクルもしている事業者がいる。鉄や紙を仕入れ、リサイクル業者・鉄スクラップ業者・古紙業者など販売するなど、リサイクル事業も一緒に手がけている事業者も存在している。

**【加藤委員】**

- ・ 藤田委員のご指摘のとおりである。リサイクルプラザという施設でリペア・リユース事業を運営しているが、当時はリユースという言葉が馴染んでいなかったため、物を繰り返し

使うということもリサイクルに含めて、リサイクルプラザという名称になっている。実態はリペアを含むリユースが主体となっている。

#### 【川島委員】

- ・ 私たちはリユース業を営む企業の集まりであるが、先のご意見にもあったとおり、リユースという言葉が定着していないのを実感している。私たち自身ではリユースショップと言い切ってしまうのが、消費者に定着していないままリユースショップという言葉が独り歩きをすると、小売というビジネスを展開している以上マイナスになってしまう。
- ・ 世の中に、リサイクルとリユースの違い、リユースの定義が浸透しないと、私たちがいくら一方的にリユースショップですと言い続けてもそれは『自称リユースショップ』でしかない。実際、リユースの認識が低い方に業態を説明する際には「いわゆるリサイクルショップです」といった補足をすることもある。
- ・ 私たちだけではなく、マスコミや環境省もふくめてリユースの定義をしっかりと世の中に広めていく必要があると思っている。

#### 【三橋座長】

- ・ 数年前には、リユースという言葉が明確でなかったのが、リサイクルと表現していた。今回、リユースという言葉で定義し、新たな促進事業として位置づけることができるかと思う。そのためには、既存ルールをある程度壊していくことに繋がっていくのかもしれないが、引き続き、議論をしていただくとする。

### (2) 本年度事業の実施内容について

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（参考資料1、資料3に基づき、説明が行われた。）

#### 【三橋座長】

- ・ 昨年度調査における、アンケートのサンプル数などを詳しく説明していただきたい。

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 消費者へのアンケートは、事前調査として86,823人の方にお伺いした上で、中古品の購入経験がある方を品目ごとに200人以上のサンプルを抽出し、合計3,000人の方からのデータを集計している。
- ・ 市町村へのアンケートは、1,796の市町村にアンケート調査票を送付し、1,291件回収され、回収率は71.3%であった。

#### 【小野田委員】

- ・ 3点ほど確認したい。1点目は、調査の対象製品を14品目や16品目と絞り込んでいる理

由はなぜか。

- ・ 2点目は、参考資料1のp7について、「購入経験がない」との割合は、1年間に購入した経験がない方か、もしくは買い替えの機会がある人の中で中古品を購入しなかった方の割合か。
- ・ 3点目は、資料3のp10について、今回の調査はリユース業者の利用者である一般消費者や事業者がどう思うのかという点を明らかにすることが中心だと考える。各リユース業界団体の中で既に先進的な取り組みをされている方もいるかと思うが、それらの取り組みに関する情報については整理されているのか、もしくは今回は調査する必要があると考えているのか。

**【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】**

- ・ 対象製品14品目については、主に一般消費者がリユース品として利用されそうな品目を対象に、リユース業界団体の方々から意見をいただきつつ抽出したものである。本年度14品目から16品目へと品目数を増やしたのは、昨年度調査で「その他」の割合が多くなっていたため、「その他」の割合を少なくするためである。具体的には、専門店等のある「スポーツ用品」を追加している。
- ・ 2点目、「購入経験がない」割合については、そもそも購入する機会がなかった方も含めた割合となっている。1年間のうちに不用品が発生したことがあるかないかということとは分かっていない。
- ・ 3点目、リユース業者の方の取組内容について、それぞれの業界団体としての取り組みはお伺いしているが、個別の業者の方の事例や取り組みの詳細については把握しきれていない。各団体の方に協力をいただき、整理をしていきたいと考えている。

**【小野田委員】**

- ・ 一般消費者を今回の調査のターゲットにするということは理解するが、事業系のリユースが多いのも事実である。事業系のリユースを含めない理由として、ただ今の説明では、事業系のリユースは情報の把握が困難であるから、調査に含めないように聞こえてしまうが、そういう理解でよいのか。それとも敢えて一般消費者のみを調査のターゲットにしているのか。

**【事務局（環境省 坂口室長補佐）】**

- ・ ご指摘のとおり、事業系のリユースも多いのではないかと考えており、今年度の調査において、事業系のリユースを意図的に除外するということはない。しかし、自治体の廃棄物行政に関係する一般廃棄物が、一番身近であり、また調査も比較的容易といったこともあり、昨年度調査では一般消費者におけるリユースに着目した。その上で、一般消費者を経由するリユースに関するものの流れをより詳しく調査をしていく必要があるだろうということで、今年度の調査を設計している。
- ・ 事業系のリユースの市場は成長をしていると思われ、また重要であると考えている。今年

は調査の着眼点として一般消費者を中心としているが、概念としては事業系も含めたリユースということで進めていきたいと考えている。

【田崎委員】

- ・ 事業系のリユースに関連し、誰が出しているのかという点に注目すると、政府・自治体からの排出も大きな割合を占めていると考えられる。今回の調査の趣旨と外れているので、別の機会にきちんと議論してもらえればと考えるが、政府・自治体のリユース品をどのように扱うのかという点は将来の大きな課題として挙げられると考えている。

【佐々木委員】

- ・ 資料 3 に関連していくつか質問がある。まず、自治体で不用品回収業者が大きな問題となっている。資料 3 の p3、「①消費者からの使用済製品の排出について」の部分で消費者にアンケートを実施する際に、不用品回収業者の部分をもどのように把握するのか、また、環境省として不用品回収業者についてどのように考えているのか。
- ・ 次に、「②リユースショップにおける仕入れ・販売先の状況について」の中で、リユースショップの仕入れ先は、「消費者からの仕入れ」というのが多いとは思いますが、不用品回収業者からの仕入れも多いのではないかと考えられる。仕入れのルートを明らかにするため、不用品回収業者からの仕入れも整理する必要があるのではないかと。
- ・ また、「④その他流通フローについて」、集めたものがリユースされなかった、例えば、部品取りをされた場合、残ったものがきちんとリサイクルや適正処理がされているのかどうか、あるいはリユース業者より前の段階で不用品回収業者が部品を取って販売する場合に、その残さがどのように処理されるのか。不適正な事例が全くないということはないと思うので、このような問題に対する考えを聞かせていただきたい。
- ・ 最後に資料 3 の p9、図表 9 について、概要と書いてあるので実際の調査の際にはきちんと分析していただきたいと思うが、特に「(1) 収集・運搬、中間処理、再資源化、最終処分の量が減少し、人件費・物件費が減少 (+)」と「(4) リユースの取組のための新たな人件費・物件費の増加 (-)」の部分は、詳細にケース分け等を行わないとプラスとマイナスが出てこないのではないかと考えている。

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ 不用品回収業者については、排出先・仕入れ先のアンケートの選択肢として考えており、環境省としても不用品回収業者の動向に注目しているので、この調査の中でも不用品回収業者の実態解明の一助になるようなデータを手に入れることが出来ればと考えている。

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 市町村コストについて、市町村の取り組みは本調査のモデル 4 市町村についても大きく異なると思われ、実態に即した形で推計・試算できればと考えている。

【長沢委員】

- ・ 本研究会では、環境ビジネスの専門家としてお呼びいただいていると理解しているが、ラグジュアリーブランドも専門にしているので、ブランド物等の贅沢品の取り扱いについてお伺いしたい。いわゆるブランド物のバックはどのような扱いになっているのか。
- ・ 特に一般消費者がネットで購入する際に、中古ブランドバックなどの購入は非常に多いと思われる。また、リユースショップとしても専門店が確立している。これらのブランド品を調査対象品目として扱うのかどうか確認したい。

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ 昨年度の子備調査の段階から、ブランド品の扱いについては苦慮していた部分でもある。今回の調査を通して、着目したい点としては「仮にリユースをされなかった場合に廃棄されるもの」と考えている。宝石・貴金属、骨とう品、絵画などについては、「中古品としてリユースされなかった場合でも廃棄物になることは考えにくい」という理由で対象外としている。
- ・ ブランド品については、宝石・貴金属などと同じような扱いになると考えるが、消費者アンケート調査を行う場合、ブランドであるかの判断・線引きは難しいのではないかと考えている。また、リユースショップにお伺いする際にも、宝石・貴金属などは除外することが可能であるが、ブランド品を厳密に除外することは難しいと考えている。調査結果には、ブランド品も含まれてくると考えている。

【長沢委員】

- ・ ブランド品を入れるか、入れないかはどちらでも良いが、懸念するのは消費者にアンケートを行う際に、回答者によって分類が異なってしまうのではないかという点である。設問に工夫が必要である。例えば、「日用品」、「ファッション」という項目があった場合に、ブランドバックをどちらに入れるかは回答者によって異なるであろう。調査票作成の上で、整理をしておくべきである。

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ ご指摘を踏まえて、アンケート調査を設計させていただく。

【手塚委員】

- ・ 調査対象品目について確認したい。流通フローなどの把握は16品目で、環境保全効果及びポテンシャルの推計を行う際は品目を絞り込むという理解でよいか。
- ・ また、他の委員からも指摘があったが、パーツ・部品がリユースされる場面は数多く想定される。自動車を除くとパーツ・部品のリユースは少なくなると思われるが、それでもパソコン及び周辺機器においても、パーツ・部品のリユースが考えられる。今回の調査で対象としている「パソコン及び周辺機器」は製品がそのままリユースされることを想定しているのか、それともパーツ・部品としてのリユースも含まれているのか。

【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ 調査対象品目についてはご指摘のとおりであり、環境保全効果等については、品目を絞り込み調査したいと考えている。
- ・ 「パソコン及び周辺機器」について、パーツ・部品でのリユースも多いことが想定されるが、消費者がパソコンからパーツを外して、パーツのみを売るということは考えにくいのではないかと考える。そうした観点から、今回はパーツ・部品のリユースは除外して考えたい。
- ・ また、自動車を含めたパーツ・部品の専門店に関しては、消費者からアンケートを行うような横断的な調査よりも、専門の業者から聞き取りなどを行って実態把握をしていく方が適切ではないかと考えており、今年度の調査でどこまで調査を行うかは決まっていないが、必要に応じて調査を行っていきたいと考えている。

【三橋座長】

- ・ ネットオークションでの売買では、新品も取り扱われていると聞くが実態はどうなのか。

【須永委員】

- ・ 「ある人の手から、他の人の手に渡った」という点に着目し、未使用であってもリユースに含まれるということであれば、「新品未開封」という形で呼ばれている。インターネット上での取引において、その数量はかなり大きい。これらもリユースという観点に含めて議論を行うのが良いのではないかと考えている。

【三橋座長】

- ・ ネットオークションでの取引金額が非常に大きくなってきているが、急拡大した理由はないか。

【須永委員】

- ・ 急拡大しているように見えるが、2007年以降は横ばい、または微成長の段階に入ってきている。ただし、2000年前後のインターネット創世期からみると急成長をしていることは確かである。
- ・ 販売額が拡大した理由としては、今までの質屋やリサイクルショップでは、その販路が地域や市町村に限られていたものが、インターネットを経由することで国内全域、場合によっては世界中に広がったというのが理由の1つだと考えられる。
- ・ また、昨今、景気が悪くなっている中で、今もっている不用品を処分しよう、使わなくなったものを少しでも価値に変えようという、売るためだけではなく、新しいものを買う際にもインターネットを通じて購入したいというニーズが高まっているのも要因ではないかと考えている。

#### 【小野田委員】

- ・ 資料3のp6 図表5について、「同一製品を長期使用することによって新製品の生産を抑制する（マイナスの効果）」とあるが、この部分はこのように単純ではないのではないかと感じている。例えば、中古品の需要が伸びているときは新品の需要も伸びているということもある。また、自動車の中古部品の取引は、スクラップ価格等の影響が大きい。このような関係性を考慮せずに記述されているので、短絡的な印象を受けてしまう。
- ・ また、リユースのLCAに関わる検討について、昨年度の調査報告書においては大変慎重に検討をされていたにも関わらず、参考資料1のように結果の数字だけを掲載してしまうと、前提条件・バックグラウンドが分からず、数字だけ一人歩きしてしまう危険性が高い。どのような前提条件でやったかは概要版でも載せておく必要があるだろう。ただ数字だけを掲載すると、それを再検証することが出来なくなってしまふ。
- ・ また、調査の中でリユースのLCAに関する考え方をきちんと整理していただきたい。「リユースは環境に良い」ということで、事業拡大を検討している事業者の方は多くいらっしゃる。しかし、「何となく環境に良い」のは分かるが、「リユースのどの部分が環境に良いのか」、しっかりと表現することが出来ていないのが現状である。リユースを推進する事業者の方のためにも、リユースの環境効果の考え方を整理していただきたい。

#### 【三橋座長】

- ・ 小野田委員のご指摘のとおり、結果の公開は慎重に行うべきであろう。

#### 【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ 昨年度の調査の中でもLCAの評価などは慎重に検討したものの、参考資料1では結果のみを示している。ご指摘のとおり、影響の大きなデータであるので修正させていただき、また、今年度の調査結果の示し方も慎重に行っていききたい。

#### 【服部委員】

- ・ NPO 法人の代表理事として出席しているが、本業はライターであり、各自治体を歩き回り、ごみ・リサイクルに関する取材を行っている。全国約1,800の自治体があるが、ごみ・リサイクルの対策どころではないほど財政が逼迫している自治体も多く存在する。
- ・ ビジネスとしてのリユースは、これから色々な事業者が参入して、より経済効率性の高い事業的なものとして高度化されていくと考える。市民は粗大ごみを排出するとき、処理費用を払って自治体に出すが、リユース業者や不用品回収業者は、消費者にお金を払って品物を引き取り、いくら儲かるかという経済性を考えて事業をしている。
- ・ そんな中、事例調査として、事例調査として4つの自治体のリユースの取り組みを調査し、その項目として「ごみ処理費用の低減効果」を分析するとあるが、難しいと感じている。環境省でも容器包装リサイクル法に関して様々な調査をしているかと思うが、容器包装を焼却している自治体もあれば、高い費用を負担してリサイクルしている自治体もある。市町村は採算性を度外視して、ごみ処理を行っている場合が数多く存在する。今回調査の対

象となっている 4 つの自治体でどれくらいごみ処理費用がかかっているか分からない段階で、低減効果が明確になっていくのか疑問である。

- ・ 財政的に厳しい自治体が多い中で、これらの市町村の取り組みを参考事例として、リサイクルの次にはリユースだということで、推進していくことになるのかなり難しいのではないかと考えている。
- ・ 「ごみ処理費用の低減効果」に関する調査は慎重に行ってもらいたい。また、自治体に対する成果の示し方も注意していただきたい。リサイクルプラザをつくり人件費をかけてリユースを行うことが経済効率性からみていいことなのか、無駄な点も多いと思われるので、慎重に調査を進めて頂きたい。

#### 【事務局（環境省 坂口室長補佐）】

- ・ ご指摘いただいた点について、調査は慎重に行わなければいけないと考えている。今回、調査対象は 4 自治体のみであり、その結果をもって全国の市町村について議論を行うことは出来ないと考えている。
- ・ また、市町村のごみ処理費用は細かく分析するためには細分化されたデータが必要であるが、詳細なデータは把握されていない市町村が多いのも現状であり、あくまで参考として捉えていきたいと考えている。仮に、事例調査で良い結果が出たからといって短絡的に全国に広げていけばいいとは考えていない。一方で、リユースを行うことが直接収益につながるからといって、市町村がやるべきではないかという、そういうわけではないとも考えており、リユースの意義について、環境保全効果も併せて考慮していきたいと考えている。

#### 【加藤委員】

- ・ 服部委員からご指摘いただいた点について、財政的にかなり深刻な状況である市町村も存在する。ただし、市町村行政を所管する立場としての社会的責任ということで、容器包装リサイクル法のプラスチックの再資源化などに取組んでいる。もちろん経済的に考えると、サーマルリサイクルとして燃やして熱回収を行った方がよいが、自治体として 3R を推進していく立場から考えるとリユースに取組まないといけないのではないかと感じている。ただし、財政逼迫の中では色々な意見があり、事業仕分け等で費用対効果をひとつの指標として検証も求められているのも事実である。

#### 【長沢委員】

- ・ 例えば、ペットボトルのリユースについてはどのように取り扱うのか。この調査での対象ではないし、研究会でも話題には上らないのではないかと考える。データも出てこないのも、その可能性を探ることもできないのではと考える。ペットボトルのリユースについてどのようにお考えがあるか。

#### 【事務局（環境省 森下室長）】

- ・ ペットボトルのリユースについては、環境省で平成 20～21 年にかけて、検討会を設置し実証実験を行った。具体的には、デポジット等を利用したリユースの可能性について検討し、結果をまとめて公表している。結果について簡単に紹介すると、小売店などでデポジットをかけて戻してもらうというオープンシステムという形と、生協などの宅配サービスを使用したクローズシステムの形でデポジットを仕組みとして回していく両方の検討し、クローズドシステムでは LCA から環境によいことが分かったが、一方で、オープンシステムではデポジットにしても回収されない、戻ってこない部分が多く、リサイクルした方が環境負荷は低いだろうという結論が得られた。
- ・ ペットボトルのリユースについては、別の場で検討を行った経緯がある。

#### 【長沢委員】

- ・ ペットボトルのリユースに関しては、ご説明いただいたとおりかと思う。指摘しておきたい点としては、今回調査の成果は、現在行われているリユースの延長線上でしか議論できないものではないかという点である。現在、市場規模は小さいが、今後この品目は伸びる可能性があるといった点は指摘できると思うが、現在行われていないリユースの取り組みに関して、ビジネスチャンスがあるかどうかという検討には繋がりにくいのではないかと考えている。

#### 【事務局（環境省 森下室長）】

- ・ ご指摘のとおり。環境省では来年度の事業の 1 つで、事業者の方が新しいビジネスモデルを作っていくことを支援し、後押しをしていくことを考えており、その中では新たな取り組みについてうまく回転していくのかどうかという点について実証・挑戦していきたいと考えている。

#### 【三橋座長】

- ・ ペットボトルのリユースはヨーロッパなどでは普通に行われている。ペットボトルのリユースは日本でやっていないが、有効な手段の一つであるといった議論も行うことが出来ればと考えている。他のセクションで検討を行っているので本研究会では扱わないというスタンスではなく、既存の枠組みを超えて、リユースという新しい取り組み・考え方を幅広く議論することが出来ればと考える。

#### 【小川委員】

- ・ 三橋座長のご意見のとおり、リユースは新しい取り組みであり、リユースが注目を浴びたのはここ 5～6 年の話である。リユースを業務としてやっていると、廃掃法という廃棄物に関する法律が問題になったりするなど、リユースに関する法律の整備が進んでいないのが現状である。本研究会も法律的な整理も行っていく場だと考えていますが、そのような考えでよいか。

**【事務局（環境省 坂口室長補佐）】**

- ・ 本研究会は、基本的には法律的な整理よりも前の段階ではないかと考えている。まず、リユースの意義を明らかにしていくということ、次にビジネスとして消費者、事業者、市町村がどのような要件を求めていくのかということを整理していきたいと考えている。
- ・ このような議論の中で、消費者・事業者に対して強制的にリユースを利用させようというような仕組みは考えにくい。現在の制度の中でリユースの取り組みを阻害しているものがあるとすれば、将来的に検討につながる可能性はあるのではないかと考えている。いずれにせよ、現段階では何ともいえないとしか申しあげられない。

**【藤田委員】**

- ・ ごみを減らしてリユースを促進しようというのは、私たちリユース業者として非常にありがたく、感謝したいと考えている。また、各市町村がリユースを行うにあたっては、様々なマイナス点も考えられると思うが、リユース業者とうまくタイアップしながら、委員の先生方の知恵を拝借しつつ、もっと仕組みを簡素化し、市町村のごみの中から、どうやったらリユースできるものを利用することが出来るのかという点に対して、リユース業者を上手く活用して欲しいと考える。
- ・ このような研究会はこれまでになかったものであり、市町村とリユース業者がタイアップできる可能性があるというのは初めてのことであるので、本研究会を第一歩として、いい方向に進められるように大いに議論ができればと考えている。

**(3) 今後のスケジュール**

**【事務局（環境省 坂口室長補佐）】**

(資料4に基づき、今後のスケジュールについて説明を行われた。)

**(4) 閉会**

**【三橋座長】**

- ・ 今回はまだ第1回の研究会であるので、様々な意見があるかと思うが、何か追加で意見があれば、事務局に連絡していただきたい。

(以上)